

- ・「耳鼻咽喉科健康診断マニュアル」2025年改訂版の主な注意点（下記2点）の解説
- ・令和7年度から静岡県で使用する「結果のお知らせ」

## 1 「耳垢等により鼓膜の観察ができない」の項目を追加

**耳垢栓塞**：耳垢が外耳道を塞いでおり、難聴・耳閉塞感・耳鳴等をきたす可能性のあるもの

**鼓膜の観察ができない**：栓塞ではない耳垢・その他の理由により鼓膜の検査ができないもの（これは耳疾患には含まない）

**耳垢栓塞**



**鼓膜の観察ができない**



## 2 「アレルギー性鼻炎」の判定基準について

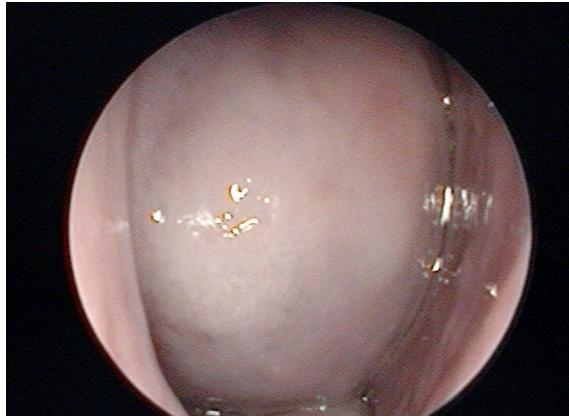
鼻閉、鼻汁等の症状・所見が高度であり、**学校生活に支障をきたし早期の治療が必要な場合に疾患（所見）あり**として通知する

すべてのアレルギー性鼻炎疑いに対して通知するべきではない

症状・所見が**高度**とは「鼻アレルギーガイドラインの局所所見の程度分類

**(+++)**」を目安として、下鼻甲介粘膜の色調は蒼白で、腫脹のために中鼻甲介がみえず、水様性鼻汁が充满している場合に疾患（所見）ありとする

**疾患（所見）あり**



**疾患（所見）なし**

